高等専門学校機関別認証評価に関するＱ＆Ａ

令和8年 10 月

独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

はしがき

本資料は、令和 9 年度実施分自己評価実施要項（令和 8 年 6 月改訂）に準拠した内容になっております。

本資料で引用する「資料 K－〇」とは、令和 8 年 6 月に実施した、「高等専門学校機関別認証評価に関する説明会」及び「令和9・10 年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会」で使用した資料を指します。

《参考：「高等専門学校機関別認証評価に関する説明会」及び「令和9・10 年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会」の実施について》

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_kanren/entry-6123.html

目 次

Ｑ１　学校教育法第 109 条第１項で各校が実施する自己点検・評価と、認証評価受審の前年度に実施する自己評価書作成の違いや関係性について、NIAD-QEの見解をもう少し詳しく伺いたい。 1

Ｑ２　事前に公表すべき自己点検・評価報告書は、各校が定めている時期に公表すれば問題ないのか。例えば、本校は４年ごとに報告書を公表しているが、機関別認証評価の前年度にも特別に自己点検・評価を行い、公表する必要があるのか。 1

Ｑ３　アンケート等は継続的に実施しているが、その結果を踏まえた自己点検・評価については、おおむね５～７年に一度報告書を公表している。機構として自己点検・評価の実施時期についてどのように考えているか。 1

Ｑ４　全て「規程」である必要があるのか。「規則」「細則」「内規」「ガイドライン」では不可なのか。 2

Ｑ５　資料K-3のP.5にもあるような観点に対する規程類の対応について、明記とある場合は観点で問われている内容が一言一句違わずに規程類に記載されていることが必要か。 2

Ｑ６　資料K-3のP.5について、「学校の目的及び三つの方針について点検することを業務として委員会規程に明記すること 。」とある。本校では、自己点検・評価の総括する委員会の下、教育課程の編成等を担う教務委員会ではなく、具体の点検・評価を行う別組織が所掌しているが、すべての規程に明記する必要があるのか、それとも自己点検を総括する委員会のみでよいのか。 2

Ｑ７　資料K-3のP.6とP.7について、自己点検・評価を実施する体制として２種類の図が示されており、実施方針や実施要項の別表とすることが望ましいとあるが、２種類の図が必要か。 2

Ｑ８　資料Ｋ－３の P.31 の「（1）自己点検・評価報告書（暫定版）を作成して、それを基に外部有識者の意見を求める必要がある 。」は必須と考えてよいのか。また外部有識者とは具体的に誰を想定しているのか。 3

Ｑ９　観点１－２－③にある意見聴取の「時期」とはどういうことか。また、「聴取項目や内容の具体的な定め」とは設問単位で規定するということか。 3

Ｑ１０　観点１－３－①（１）の２ポツ目について、前回の機関別認証評価で指定改善事項とされず、改善報告の対象外となり、報告を行う方法がなかった指摘事項についても、今回の認証評価で「改善を要する点」の候補に含まれると考えるべきなのか。また、この「改善を要する点」の候補とは、今回の認証評価で類似の基準を満たし

ていないと判断された場合、基準１－３が満たされないと評価される対象となるのか。..... 3

Ｑ１１　必要な教員数が設置基準に定められているが、ある教員の定年退職後１年間は不補充の状況となっている。その１年間は、嘱託教員を含めて設置基準の教員数を満たしていると判断してよいか。..... 4

Ｑ１２　様式２－１高等専門学校現況表において、基幹教員数を職位別（教授、准教授、講師、助教）に記載する箇所があるが、非常勤講師の基幹教員はどのように記載すればよいか。また様式２－６も同様にどのように記載すればよいか。..... 4

Ｑ１３　観点３－２－③において、単位認定の例としては、英検や TOEIC のスコアを基に英語系科目の単位を認定するような仕組みの整備が求められているのか。本校では、一般科目および専門科目の教育課程表において、それぞれ複数の資格取得や外部検定試験合格に対応する科目を１科目ずつ設けているが、このように特定の科目が複数の資格や検定に対応している状況では、不十分とみなされるのか。..... 5

Ｑ１４　観点４－２－③において、教員・学生・研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等を実施する体制が求められているが、学生に対する研修等についても体制の整備が必要なのか。..... 5

Ｑ１５　観点４－５－①において、様式２－４の各教員が有する学位及び業績の公開について、教員の業績は researchmap の利用を考えているが、 researchmap の公開設定は「研究者のみに公開」（ researchmap にログインしている人のみ閲覧できる設定）でも良いか。..... 6

Ｑ１６　入学者選抜における試験問題、解答（解答例）および出題意図の公表について、推薦選抜（書類選考、面接、面接＋調査書等）の場合も公表が必要か。また、面接で口頭試問を実施する場合はどのように取り扱うべきか。さらに、出願者がいなかった入学者選抜についても公表が必要か。..... 6

Ｑ１７　K-2の p.56 およびK-3の p.15 の説明で、教育目標とＤＰの整合について例示されているものはあまり整合していないとのことだが、具体的にどう直すべきかを示していただきたい。そのような具体的な解説とともに、整合性を考える上での原則等があれば併せてご教授いただきたい。..... 7

Ｑ１８　「一般教育の充実が配慮されている」とは、具体的にはどのような取り組みが求められているか。..... 7

Ｑ１９　領域５の観点５－４－③では、『直近の認証評価において本観点に係る「改善を要する点」の指摘がなく、各項目の内容に大きな変更がない場合は、本観点の分析は不要 。』とされている。このことについて、本校の直近の認証評価結果を踏まえ「分析は不要」の取扱いとして良いか。..... 7

Ｑ２０　インターンシップによる単位認定について、文部科学省の「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度に関する実施要項」の「４．内容（定義）」に沿った内容となるように、インターンシップ実施要領などの規程で制度の枠組みを整備するように求めているが、実施期間は５日以上であることが必要なのか。また、履修単位科目の授業時間数 30 時間との整合性はどう考えればよいのか。..... 8

Ｑ２１　成績評価の端数処理の方法（切り上げ、切り捨て、四捨五入）について、学校単位での統一が求められるのか、それとも科目ごとの統一が認められるのか。..... 8

Ｑ２２　学修単位科目のシラバスにおいて、成績評価を「試験 100 %」と記載しており、授業時間外の学修として課しているレポートの評価点は成績評価に直接反映していないが、定期試験では授業時間外の学修で扱ったレポートの内容も含めて総合的に評価している。この場合、シラバスの記載どおりに定期試験 100 %で評価していることを組織的に点検していれば、「（4）１単位の履修時間が授業時間外の学修と合わせて　45　時間である授業科目（学修単位科目）を配置している場合、授業時間外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握している」とみなすことができるか。..... 9

Ｑ２３　成績評価の組織的チェックによって問題点が判明した場合には、成績評価の修正を含めた是正措置が必要になることも考えられるが、その対応の適切性について、認証評価上はどのような視点で判断されるか。..... 9

Ｑ２４　観点５－６－①はミスがあると判定が覆る可能性があるクリティカルな事項をチェックする体制が整っているかどうかを確認する事項である一方で、観点５－６－③は試験レベルの妥当性確認など、さらに詳細な事後チェックの位置づけで判定会議後の対応で問題ないという認識だが間違いないか。..... 9

Ｑ２５　「成績評価が適切に行われていることの組織的チェックに関するガイドライン」には、「本ガイドラインを参照のうえ」との記載があるが、認証評価において、本ガイドラインはどのような位置付けのものとして取り扱われるのか。また、ガイドラインの記載事項について、一部実施できていない事項がある場合には、どのように判断されるのか。..... 10

Ｑ２６　ガイドラインに「答案返却時に採点確認を行った後、再度、答案を回収することのないこと」とあるが、一方で、成績評価のエビデンスとして、またはレベルや過去の問題との重複を確認するために、試験答案を保管することが必要であると認識しており、答案の事後チェックが必要となる。そのため、試験答案を採点後には、全答案をコピー若しくは PDF 化した後に返却しなければならないということか。その場合、返却するのは、必ず答案の原本である必要があるのか。また、返却時に採点のミスが明らかになった答案については、どう対応すべきか。..... 11

Ｑ２７　成績評価のガイドラインについて、成績評価の根拠となる学生の答案やレポート、課題の作品等について、どれくらいの間保管をしておくべきか。..... 11

Ｑ２８　試験の同一問題に関して、成績評価には課題等を用いることもあるが、その場合、例えば教科書の問を解いてそれを採点する、という場合があると思われる。成績評価に用いる課題に対する同一性は問題とはならないか。..... 11

Ｑ２９　学習進度の早い学生に対して追加の課題を課し、その課題の評価を加点として成績に反映させることは可能か。例えば、評価の内訳が「試験４０％、課題３０％」である場合、加点の結果として課題の割合（３０％）は超えない範囲で加点を行い、かつシラバスに「追加課題による評価加点がある旨」を明記することで、適切な運用と見なされるのか。..... 12

Ｑ３０　「成績評価が適切に行われていることの組織的チェックに関するガイドライン」に「出席点などの出席することが当然な要素が成績評価に考慮されていないかを確認」することが記載されているが、実技科目である体育等は「参加度」や「参加率」等の「欠席や見学による減点」等がシラバスに記載されているが、科目の特性上、シラバスにきちんとその意義が説明されていれば問題ないと判断して良いのか。..... 12

Ｑ３１　成績評価資料の確認に関する質問として、科目数はどのくらい指定されるのか、指定される科目は訪問前に指定されるのか。定期試験を行なっていない科目も指定されるのか。..... 13

Ｑ３２　対応状況報告書及び根拠資料となる資料・データ等のより具体的な作成方法とエビデンスのあり方についてご教示願いたい。..... 13

評 価 の 実 施 体 制 、方 法

全体

Ｑ１　学校教育法第 109 条第１項で各校が実施する自己点検・評価と、認証評価受審の前年度に実施する自己評価書作成の違いや関係性について、NIAD-QEの見解をもう少し詳しく伺いたい。

Ａ　学校教育法第 109 条第１項に定められている自己点検・評価は、あくまでも各校が自主的に継続して行うものであり、機構の認証評価における各校の自己評価とは異なります。ただし、法令上の自己点検・評価と認証評価における自己評価を同年度に実施することや、自己点検・評価に基づいて認証評価の自己評価をまとめること、逆に、認証評価の自己評価の方法や結果を自己点検・評価に活用することは可能と考えます。

Ｑ２　事前に公表すべき自己点検・評価報告書は、各校が定めている時期に公表すれば問題ないのか。例えば、本校は４年ごとに報告書を公表しているが、機関別認証評価の前年度にも特別に自己点検・評価を行い、公表する必要があるのか。

Ａ　学校教育法第 109 条第１項に基づき、自己点検・評価を行った際は、必ずその結果を公表する必要があります。貴校において、４年ごとに自己点検・評価を行うことを規則等で定めているならば、自らが定めた期間に従って自己点検・評価してその結果を公表する必要がありますが、認証評価を受ける前年度に自己点検・評価を行うことを規則等で定めていないならば、特別に自己点検・評価を行うことは必要ありません。

　なお、認証評価は、評価を受ける年度の前年度までに実施された、各校の自己点検・評価に基づく自己評価書に沿って行われるため、自らが定めた期間に従って実施した自己点検・評価の最終年度が、自己評価書の作成時期と離れている場合、認証評価を受けるに当たって追加の自己点検・評価が必要になることがありますので、ご留意ください。

Ｑ３　アンケート等は継続的に実施しているが、その結果を踏まえた自己点検・評価については、おおむね５～７年に一度報告書を公表している。機構として自己点検・評価の実施時期についてどのように考えているか。

Ａ　機関別認証評価を受審する前年度までに一度実施することを推奨しています。ただし、受審によって「改善を要する点」が指摘された場合、受審した次の年度を１年目として３年目までに対応状況報告を行うことが義務付けられているため、指摘された改善事項等への対応が間に合わないケースが考えられます。そのため、例えば認証評価の受審２年後にも実施し、７年のサイクルの中で計２回行うことを推奨しています（K-3のP.4参照）。

Q４　全て「規程」である必要があるのか。「規則」「細則」「内規」「ガイドライン」では不可なのか。

A　必ずしも「規程」という言葉にとらわれる必要はありませんが、どの会議体で、いつ承認されたものなのかが明示されている必要があり、付随する様式等も当該規程の中で定められていることが必要です。また、学生便覧は学生への周知のための配布物であり、それ単体では規程の根拠には当たらないと考えております。

Q５　資料K-3のP.5にもあるような観点に対する規程類の対応について、明記とある場合は観点で問われている内容が一言一句違わずに規程類に記載されていることが必要か。

A　一言一句違わずに記載されている必要はありません。各点検項目を所掌する主たる委員会の規程類に審議事項として、「当委員会が所掌する事項の自己点検・評価に関すること」等を定めていることが必要です。

領域１　教育の内部質保証システム

Q６　資料K-3のP.5について、「学校の目的及び三つの方針について点検することを業務として委員会規程に明記すること 。」とある。本校では、自己点検・評価の総括する委員会の下、教育課程の編成等を担う教務委員会ではなく、具体の点検・評価を行う別組織が所掌しているが、すべての規程に明記する必要があるのか、それとも自己点検を総括する委員会のみでよいのか。

A　自己点検・評価の体制整備に当たっては、自己点検・評価を総括する委員会と具体の点検・評価を行う委員会の規程に必ず記載されている必要があります。ご質問のケースにおいては、自己点検・評価を総括する委員会とともに、具体の点検・評価を行う別組織の規程にも記載されていることが必要です。

Q７　資料K-3のP.6とP.7について、自己点検・評価を実施する体制として２種類の図が示されており、実施方針や実施要項の別表とすることが望ましいとあるが、２種類の図が必要か。

A　必ずしも２種類の図を示す必要はございませんが、学校全体の自己点検・評価の実施体制がわかりやすく明示されていることが望ましいと考えております。

Q８　資料Ｋ－３の P.31 の「（1）自己点検・評価報告書（暫定版）を作成して、それを基に外部有識者の意見を求める必要がある 。」は必須と考えてよいのか。また外部有識者とは具体的に誰を想定しているのか。

Ａ　運営諮問委員会等の外部評価組織がある場合、そこで自己点検・評価報告書を確定させる前の段階で外部有識者からの意見を求める必要があると考えております。外部有識者とは、中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者が考えられます。

Q９　観点１－２－③にある意見聴取の「時期」とはどういうことか。また、「聴取項目や内容の具体的な定め」とは設問単位で規定するということか。

Ａ　意見聴取の対象に応じた実施時期を指しています。意見聴取の対象（教員、職員、学生等）によって担当する委員会が異なると思われますので、何年周期の主に何月にどういった方法で実施するかを明確にすることで、学校として組織的な管理が可能と考えております。設問については、一つ一つの設問ではなく大まかな項目を定めることを推奨しています。

Q１０　観点１－３－①（１）の２ポツ目について、前回の機関別認証評価で指定改善事項とされず、改善報告の対象外となり、報告を行う方法がなかった指摘事項についても、今回の認証評価で「改善を要する点」の候補に含まれると考えるべきなのか。また、この「改善を要する点」の候補とは、今回の認証評価で類似の基準を満たしていないと判断された場合、基準１－３が満たされないと評価される対象となるのか。

Ａ　観点１－３－①（１）の２ポツ目の記述は指定改善事項に限った内容となりますが、【分析の手順】の１ポツ目に『前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項への対応（改善への取組を継続的に行っていること、また、改善が完了していればその状況）を行っていることを確認する 。』とありますので、ご理解のとおり、指定改善事項にならなかった「改善を要する点」についても、観点１－３－①の前回の機関別認証評価における「改善を要する点」に含まれます。

また、前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項について、次の評価で同じ内容が指摘され、再度「改善を要する点」が付された場合は、改善の取組が継続的に行われず、改善が完了していないものとして基準１－３を満たさず、その結果、評価不適合と判断されることとなりますのでご留意ください。

なお、基準１－３の判断に当たっては、資料K-2の p.19 も併せてご参照ください。

領域２　教育組織及び教員・教育支援者等

Ｑ１１　必要な教員数が設置基準に定められているが、ある教員の定年退職後１年間は不補充の状況となっている。その１年間は、嘱託教員を含めて設置基準の教員数を満たしていると判断してよいか。

Ａ　設置基準は文部科学省令であるため、所管は文部科学省となりますが、一般科目を担当する教員は、改正後の高等専門学校設置基準第６条第６項に定める基幹教員（改正前の設置基準第６条第２項に定める専任者（専任教員））である必要があり、嘱託教員については非常勤教員と思料されるため、専任教員の補充前となる１年間であっても、当該教員を専任教員に含めることは設置基準を満たさないこととなり、適切ではありません。仮に定年退職後の教員補充が遅れて、設置基準を満たさない事態になる可能性がある場合には、事前に設置者と協議されることを推奨します。

Ｑ１２　様式２－１高等専門学校現況表において、基幹教員数を職位別（教授、准教授、講師、助教）に記載する箇所があるが、非常勤講師の基幹教員はどのように記載すればよいか。また様式２－６も同様にどのように記載すればよいか。

Ａ　様式２－１については、当該教員の数も基幹教員数の計に算入してください。その際、職位別の合計数と合致しなくなるため、備考欄にその旨を記載してください。様式２－６については、「非常勤講師」を追加して作成してください。

　なお、非常勤講師でもあっても高等専門学校設置基準第６条の要件を満たし、基幹教員としている場合、基準２－４（教員の採用・昇任・評価等）の評価対象となりますので、非常勤講師の特性を踏まえつつ、基幹教員としての取り扱いにご留意ください。

領域３　学習環境及び学生支援等

Ｑ１３　観点３－２－③において、単位認定の例としては、英検や TOEIC のスコアを基に英語系科目の単位を認定するような仕組みの整備が求められているのか。本校では、一般科目および専門科目の教育課程表において、それぞれ複数の資格取得や外部検定試験合格に対応する科目を１科目ずつ設けているが、このように特定の科目が複数の資格や検定に対応している状況では、不十分とみなされるのか。

Ａ　資料K-2の p.38 に記載された「②資格取得等に基づく単位認定における注意点」は、各校において CAD 利用技術者、ボイラー技士等の資格取得及び英語検定や TOEIC 等の外部検定試験に関して単位認定を行う際の注意点となります。

注意点としては、

・　資格取得や外部検定試験による単位認定が、教育課程表にどの科目に対応するか明示すること。教育課程上存在しない科目に対して単位認定を行わないこと。
・　単位認定を行う科目は、教育課程表およびシラバスに記載されていること。シラバスには科目名、認定条件、評価方法、単位数などを記載のこと。
・　資格取得や外部検定試験による単位認定に関する規程を整備すること。

となります。一つの授業科目につき複数の資格や検定に合格したことを認定条件とする際は、上記の注意点に留意してください。

なお、こちらについては観点５－５－①でも同様に注意が必要となりますのでご留意ください。

領域４　財務基盤及び管理運営

Ｑ１４　観点４－２－③において、教員・学生・研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等を実施する体制が求められているが、学生に対する研修等についても体制の整備が必要なのか。

Ａ　「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年８月 26 日文部科学大臣決定）の第２節１（１）には、「特に、大学においては、（略）学部段階からも、専攻分野の特性に応じて、学生が研究者倫理に関する基礎的素養を修得できるよう、研究倫理教育を受けることができるように配慮することが求められる。」とあり、本内容は、高等専門学校の学生も準ずるものと考えます。本ガイドラインに基づき、高等専門学校機関別認証評価においては、学生に対して研究倫理に関する授業を実施していることのわかるシラバスや、オリエンテーション等で配付する資料の提示を求めており、学生に対する研修等を行う体制が規程等に定められていることまでは求めていません。

Ｑ１５　観点４－５－①において、様式２－４の各教員が有する学位及び業績の公開について、教員の業績は researchmap の利用を考えているが、researchmap の公開設定は「研究者のみに公開」（researchmap にログインしている人のみ閲覧できる設定）でも良いか。

Ａ　学校教育法施行規則第 172 条の２に規定される教育情報の公表の趣旨は、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することです。教員の業績を「研究者のみに公開」することは法令の趣旨に合致しませんので、誰でも閲覧可能な設定とするようお願いいたします。

Ｑ１６　入学者選抜における試験問題、解答（解答例）および出題意図の公表について、推薦選抜（書類選考、面接、面接＋調査書等）の場合も公表が必要か。また、面接で口頭試問を実施する場合はどのように取り扱うべきか。さらに、出願者がいなかった入学者選抜についても公表が必要か。

Ａ　推薦入試において、書類選考のみの場合は公表不要です。また、面接は「試験問題」ではありませんので、面接内容についても公表不要です。ただし、面接で口頭試問を行う場合、口頭試問は試験問題と見なすことができますので、原則として公表されると考えます。

　また、学力検査の公平性と公正性の確認のため、口頭試問を実施する場合は、受験者がどのような解答をして、どのような採点がされたかについて、事後検証が可能な記録を残すべきと考えます。したがって資料K-2の p.74 で「学力試験を口頭試問で実施することは好ましいとは言えない 。」と説明しています。学力試験を口頭試問で実施される場合は、検証可能なエビデンスが残る方法を学校自ら考案のうえ実施してください。

　なお、出願者がいなかった入学者選抜に係る試験問題、解答または解答例および出題意図の公表は不要です。

領域５　準学士課程の教育活動の状況

領域６　専攻科課程の教育活動の状況

Ｑ１７　K-2のp.56およびK-3のp.15の説明で、教育目標とＤＰの整合について例示されているものはあまり整合していないとのことだが、具体的にどう直すべきかを示していただきたい。そのような具体的な解説とともに、整合性を考える上での原則等があれば併せてご教授いただきたい。

Ａ　「ＣＰ・ＤＰ一覧表」において、例えば、本科共通における教育目標が
１．技術者に必要な基礎知識を備え、実践力のある人材を育成する。
２．創造性を備え、自らの考え方を表現できる人材を育成する。
３．専門的基礎知識を理解し、自ら学ぶことのできる人材を育成する。
４．広い視野と倫理観を備えた人材を育成する。
としているところ、ＤＰでは上記下線の能力を身に付け、所定の単位を修得した学生に対し卒業を認定することとなっていないため、「あまり整合していない」例として紹介しました。
　したがって、教育目標の中にどのような能力を持った人材を育成するかを記載するならば、ＤＰには、学生が卒業時に身に付けるものとしてその能力が記載されていることが、整合性を取るうえで必要と考えます。

Ｑ１８　「一般教育の充実が配慮されている」とは、具体的にはどのような取り組みが求められているか。

Ａ　例えば、一般科目と専門科目を楔型に配置している場合、教育課程の編成において専門科目への偏りや、一般科目と専門科目の授業科目の間に授業内容の不整合が生じていないかを所掌する会議体で確認していることなどが考えられます。

Ｑ１９　領域５の観点５－４－③では、『直近の認証評価において本観点に係る「改善を要する点」の指摘がなく、各項目の内容に大きな変更がない場合は、本観点の分析は不要。』とされている。このことについて、本校の直近の認証評価結果を踏まえ「分析は不要」の取扱いとして良いか。

Ａ　観点５－４－③「適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること」に関する内容について、前回の機関別認証評価で改善を要する点の指摘がない場合、本観点に関しての分析は不要とする取扱いとしていただいて構いません。分析不要の取扱いについては各校の判断において行うようお願いいたします。

ただし、直近の認証評価以降に改組などにより教育体制に大きな変更があった場合は、本観点の分析は不要とは見なせませんのでご留意ください。

Q２０　インターンシップによる単位認定について、文部科学省の「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度に関する実施要項」の「４．内容（定義）」に沿った内容となるように、インターンシップ実施要領などの規程で制度の枠組みを整備するように求めているが、実施期間は５日以上であることが必要なのか。また、履修単位科目の授業時間数 30 時間との整合性はどう考えればよいのか。

A　インターンシップによる単位認定を行う場合、その実施期間については、インターンシップは就業体験を伴うことが必要という観点から、１単位の授業時間は 45 時間の学修が必要であることを前提に、文部科学省等では５日間以上の実習期間を担保することが望ましいとしています。

一方で、高等専門学校設置基準では、１単位の授業時間は 30 時間と定められていますので、文部科学省等による留意点を考慮し、インターンシップの単位認定に関する学内の規程において、１単位の付与のために「５日間以上の実習期間が必要」と規定する、あるいは「実習期間は 30 時間以上とし、事前指導・事後学修（成果発表会などを含む）を含めて総時間数を 45 時間相当にする」などと規定することにより、30 時間の実習であっても１単位を付与することは可能と考えられます。なお、実習期間についての考え方はシラバスにも明記するようにしてください。

《参考：文部科学省ホームページ　「インターシップの推進に当たって基本的考え方」に係る留意点について
https://www.mext.go.jp/component/a menu/education/detail/ icsFiles/ afieldfile/2018/02/14/1365292 3.pdf

Q２１　成績評価の端数処理の方法（切り上げ、切り捨て、四捨五入）について、学校単位での統一が求められるのか、それとも科目ごとの統一が認められるのか。

A　受講する学生間の成績評価の公平性を担保するためには、少なくとも科目単位での統一が求められると考えています。

Ｑ２２　学修単位科目のシラバスにおいて、成績評価を「試験 100 %」と記載しており、授業時間外の学修として課しているレポートの評価点は成績評価に直接反映していないが、定期試験では授業時間外の学修で扱ったレポートの内容も含めて総合的に評価している。この場合、シラバスの記載どおりに定期試験 100 %で評価していることを組織的に点検していれば、「（4）1単位の履修時間が授業時間外の学修と合わせて　45　時間である授業科目（学修単位科目）を配置している場合、授業時間外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握している」とみなすことができるか。

Ａ　学修単位科目では、授業時間だけでなく授業時間外の学修を含めた学修成果を評価することが求められます。そのため、シラバスにおいて成績評価を「試験 100 %」としている場合、授業時間外の学修の成果をどのように評価しているのかが不明確になります。よって、成績評価の透明性・公平性の観点から明確にするためには、レポート等の授業時間外の学修の得点を成績評価の一部に反映させることが望ましいと考えられます。

学修単位科目を試験 100 %によって評価する場合、試験のどの部分が授業時間内の学修の成果を評価し、どの部分が授業時間外の学修の成果を評価するものかを学校として把握しておく必要があります。

そのため、授業時間外の学修として実施するレポートや課題等を成績評価の要素として組み込み、例えば「試験 80 %・レポート 20 %」のような形でシラバスに評価の割合を明記するのであれば、授業時間外の学修の成果を評価していることが明確になります。科目ごとに試験問題の内訳まで管理する必要もなく、現実的な運用が可能となります。

したがって、学修単位科目において、授業時間外の学修としてレポート等を課し、当該レポート等の得点を成績評価の要素とする旨をシラバスに明記したうえで、成績評価に直接反映させることが推奨されているところです。

Ｑ２３　成績評価の組織的チェックによって問題点が判明した場合には、成績評価の修正を含めた是正措置が必要になることも考えられるが、その対応の適切性について、認証評価上はどのような視点で判断されるか。

Ａ　成績評価を適切に行うための手順等を定めた規程において、成績評価の組織的チェックにより問題点が判明した際の対応手順（成績評価の修正、関連委員会への報告・審議、教員への対応等）が定められていることが必要です（観点５－６－①）。そのうえで、その規程に基づいて適切な対応が行われていることを確認します（観点５－６－③）。

Ｑ２４　観点５－６－①はミスがあると判定が覆る可能性があるクリティカルな事項をチェックする体制が整っているかどうかを確認する事項である一方で、観点５－６－③は試験レベルの妥当性確認など、さらに詳細な事後チェックの位置づけで判定会議後の対応で問題ないという認識だが間違いないか。

Ａ　観点５－６－①及び５－６－③については、自己評価実施要項の「各観点の分析を行う際の手順等について」とともに、「成績評価が適切に行われていることの組織的チェックに関するガイドライン」の内容に沿って分析・判定が行われます。「成績評価が適切に行われていることの組織的チェック」としては、以下の[1]～[5]のすべてを対象としております。

［1］ 答案の返却
［2］ 模範解答や採点基準の提示
［3］ 同じ問題が繰り返されていないことのチェック
［4］ 成績評価の妥当性の事後チェック
（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）
［5］ 試験問題のレベルが適切であることのチェック

また、本ガイドラインのp.1「シラバスに基づいた評価が行われていることの確認」の手順として、「毎年度、全科目を対象に確認することを推奨するが、実施し難い場合はサンプリング調査を行うことも可能。その場合、２～３年で全科目のチェックを行うことが必要 。」と記載されていますが、これは「シラバスに基づいた評価が行われていることの確認」に限らず、[1]～[5]のチェックにも該当します。したがって、必ずしも１年間ですべての授業科目に対して[1]～[5]のチェックを行う必要はなく、２～３年ですべての科目に対して[1]～[5]のチェックを行うという学校として統一した方針を定めることは差し支えないとしております。

しかしながら、成績評価の判定が覆るようなクリティカルなミスはあってはならないことであり、判定会議前の組織的なチェック(「シラバスに基づいた評価が行われていることの確認」など）に努めてください。

この重要性を踏まえ、昨年度に公表したＱ＆ＡのＡ12.において「チェックを行った際は、成績評価の修正を行う可能性もあり得ることから、毎年度末の進級認定会議及び卒業認定会議の前に終えて、両会議において成績評価が適切に行われていることの確認を行っていただきますようお願いいたします 。」と記載しているところです。

Ｑ２５　「成績評価が適切に行われていることの組織的チェックに関するガイドライン」には、「本ガイドラインを参照のうえ」との記載があるが、認証評価において、本ガイドラインはどのような位置付けのものとして取り扱われるのか。また、ガイドラインの記載事項について、一部実施できていない事項がある場合には、どのように判断されるのか。

Ａ　「成績評価が適切に行われていることの組織的チェックに関するガイドライン」は、高等専門学校機関別認証評価実施大綱や評価基準、自己評価実施要項と同様に、高等専門学校機関別認証評価委員会の審議に基づいて策定されたものになります。よって、本ガイドラインは分析・判定に当たっての指針となりますので、一部実施が確認できないものがある場合、「改善を要する点」として指摘されることが想定されます。また、前回の機関別認証評価において同様の指摘がされている場合には、【重点評価項目】である基準１－３を満たさないこととなり、評価基準に適合していない（不適合）と判断されますので、特に留意いただきたいと考えております。

Ｑ２６　ガイドラインに「答案返却時に採点確認を行った後、再度、答案を回収することのないこと」とあるが、一方で、成績評価のエビデンスとして、またはレベルや過去の問題との重複を確認するために、試験答案を保管することが必要であると認識しており、答案の事後チェックが必要となる。そのため、試験答案を採点後には、全答案をコピー若しくは PDF 化した後に返却しなければならないということか。その場合、返却するのは、必ず答案の原本である必要があるのか。また、返却時に採点のミスが明らかになった答案については、どう対応すべきか。

Ａ　ご認識のとおり、採点確認を行った後、事後チェックが可能となるよう、答案を適切に保管する必要があります。基本的には、原本を学生に返却し、コピーあるいは PDF を学校側が保管することを想定していますが、学校として答案の返却及び保管のルールを適切に定めるならば、必ずしも原本を返却する必要はありません。学生に答案を返却後に採点ミスが明らかになった場合については、採点結果を修正した上で、修正後の答案を学校で定めた方法により適切に保管してください。

　なお、成績評価資料をすべて電子化する必要はありません。成績評価資料については、その適切な保管が規則等により定められていること、保管が適切に行われていることをチェックする取組が行われていることが必要となります。成績評価において、定期試験を行わず、小テストやレポートのみで成績を評価する科目について、その成績の公平性や厳格性を担保するために、どのような資料を保管するかは、各校で定めてください。

Ｑ２７　成績評価のガイドラインについて、成績評価の根拠となる学生の答案やレポート、課題の作品等について、どれくらいの間保管をしておくべきか。

Ａ　各高専の法人文書管理規則等に基づき、適切な期間保管いただきますようお願いいたします。参考として、国立の高等専門学校においては、国立高等専門学校機構法人文書管理規則により、保存期間は 10 年とされています。なお、機関別認証評価の評価プロセスでは基本的にそれらの規則や学生の答案等の提出までは求めず、評価部会において選定された授業科目の試験問題、模範解答及び成績評価結果等の資料を確認します。なお、個人が特定できないような形で、学生一人一人の成績評価要素（平常点、小テスト、レポート、試験等）に対する配点・割合が確認できれば、機構の指定様式ではなく、学校独自の資料の提出をもって替えることも可能としております。

《参考：独立行政法人国立高等専門学校機構ＨＰ　情報公開「機構法人文書管理規則」》
https://www.kosen-k.go.jp/release/independence

Ｑ２８　試験の同一問題に関して、成績評価には課題等を用いることもあるが、その場合、例えば教科書の問を解いてそれを採点する、という場合があると思われる。成績評価に用いる課題に対する同一性は問題とはならないか。

Ａ　「同一試験問題に関するガイドライン」は、３順目の高等専門学校機関別認証評価において、前々年度と前年度または前年度における本試験・追試験・再試験等との間で同一の試験問題が出題されていたことに関して、多くの高等専門学校に改善を要する点が指摘されたことを踏まえて示されたものであり、教科書の問を用いることを妨げるものではありません。

Ｑ２９　学習進度の早い学生に対して追加の課題を課し、その課題の評価を加点として成績に反映させることは可能か。例えば、評価の内訳が「試験４０％、課題３０％」である場合、加点の結果として課題の割合（３０％）は超えない範囲で加点を行い、かつシラバスに「追加課題による評価加点がある旨」を明記することで、適切な運用と見なされるのか。

Ａ　シラバスに「追加課題による評価加点がある旨」を明記したうえで、課題点の上限値を超えない範囲で加点を行うことは、「ほとんどの学生の課題点を満点とする」ことを認める根拠を与えることになり、適切な評価法とは考えられませんので、このような運用はされないようご検討をお願いいたします。

Ｑ３０　「成績評価が適切に行われていることの組織的チェックに関するガイドライン」に「出席点などの出席することが当然な要素が成績評価に考慮されていないかを確認」することが記載されているが、実技科目である体育等は「参加度」や「参加率」等の「欠席や見学による減点」等がシラバスに記載されているが、科目の特性上、シラバスにきちんとその意義が説明されていれば問題ないと判断して良いのか。

Ａ　体育等の実技科目については、授業への出席が学修成果の一部と密接に関係する場合があることから、出席の状況を成績評価の一部として加味することには一定の合理性があると考えられます。しかし、出席自体は学修成果ではなく主要の評価要素とすべきでないため、以下の注意点に留意し、適用する科目を厳格に管理してください。

①　単なる「参加度」や「参加率」という表現ではなく、「技能習得に必要な授業への参加状況」といった表現で、評価割合のうち何割で評価するかをシラバスに明示すること。

②　「欠席や見学による減点」は、「技能習得に必要な授業への参加状況」に反する評価方法であるため行わないこと。

③　過度な配点とならないようにすること。

④　他の評価（実技試験、レポート、技能チェック等）と合わせて評価すること。

Ｑ３１　成績評価資料の確認に関する質問として、科目数はどのくらい指定されるのか、指定される科目は訪問前に指定されるのか。定期試験を行なっていない科目も指定されるのか。

Ａ　成績評価資料の確認に関し、確認を行う科目数は、評価実施年度の評価部会において決定されます。また、確認を行う科目は、対象校に対して定期試験実施の有無等の開講状況を照会した結果を踏まえて決定いたします。なお、定期試験を行なっていない科目の成績評価資料の確認は行わないとは決められておりません。

改善状況の継続的確認

Ｑ３２　対応状況報告書及び根拠資料となる資料・データ等のより具体的な作成方法とエビデンスのあり方についてご教示願いたい。

Ａ　各校の「改善を要する点」の内容や対応状況によって異なるため、一律にお示しすることは困難です。基本的には、「改善を要する点」として指摘された事項への対応状況を事実に基づき記載いただくとともに、本評価同様、その内容を客観的に確認できる資料（関係規程、議事録等）を根拠資料としてご提出いただく必要があります。